

の八第二項に係る部分に限る。）、又は第二百六条第二号（第四百九条第二項前段（第五百三十五条の四において準用する場合を含む。）及び第三百五十五条の七に係る部分に限る。）、第八号（第五百六十六条の十三に係る部分に限る。）、第九号の二（第五百六十六条の二十の十一及び第五百六十六条の二十の二十一第二項に係る部分に限る。）、若しくは第十号（第五百六十六条の二十八第三項に係る部分に限る。）に規定する罪

九 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第四十九条第五号若しくは第六号、第五十条第一項第四号（第五十二条第一項第三号及び第四号（第三十一条の二十三及び第三十二条第三項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第五号（第二十八条第十二項第三号に係る部分に限る。）、第六号、第八号（第三十一条の十三第二項第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第九号若しくは第十号又は第五十二条第一号に規定する罪

十 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四条の四、第二十四条の二、第二十四条の七に規定する罪

十一 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第一百二十二条第一号、第二号（第三十四条第一項、第五十五条第一項及び第六十条第二項に係る部分に限る。）、若しくは第五号又は第一百十四条第二号若しくは第三号（第六十一条第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

十二 競馬法（昭和二十三年法律第五百五十八号）第三十条第三号又は第三十四条に規定する罪

十三 自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）第五十六条第二号又は第五十八条第三号に規定する罪

十四 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第四十七条第一項第一号若しくは第三号又は第五十条第一項第一号、第二号（第十一条第一項及び第三項（第十七条において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、若しくは第三号に規定する罪

十五 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第七十七条第三号又は第四号に規定する罪

十六 火災類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）第五十八条第一号から第四号まで又は第五十九条第二号（第二十一条に係る部分に限る）、第四号若しくは第五号に規定する罪

十七 小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）第六十一条第二号又は第六十三条第三号に規定する罪

十八 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）第二十四条第一号（第三条に係る部分に限る。）に規定する罪

十九 港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六百六十一号）第三十一条に規定する罪

二十 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百四十五条第三号又は第二百四十六条第一号（第二百九十一条第一項に係る部分に限る。）若しくは第八号に規定する罪

二十一 モーターボート競走法（昭和二十六年法律第二百四十二号）第六十五条第二号又は第六十六条第三号に規定する罪

二十二 覚醒剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の三第二項第一号、第三号若しくは第四号、第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）若しくは第三項（同条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十一条の四第一項第三号から第五号まで、第二項（同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。）若しくは第三項（同条第一項第三号から第五号まで及び第二項（同条第一項第三号から第五号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十一条の六、第四十一条の九から第四十一条の十一まで又は第四十一条の十三に規定する罪

二十三 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十三条第一項第一号、第二項（同条第一項第一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第三項（同条第一項第一号及び第二項に係る部分に限る。）に規定する罪

二十四 出入国管理及び難民認定法第七十四条から第七十四条の六まで、第七十四条の六の六の二第二項第一号若しくは第二号若しくは第二

項、第七十四條の六の三（第七十四條の六の二第二項第一号及び第二号並びに第二項に係る部分に限る。）又は第七十四條の八に規定する罪

二十五 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第七十九条第一号若しくは第二号、第八十二条第一号、第二号（第十二条第二項に係る部分に限る。）若しくは第三号及び第八十三条第一項第一号（第九条及び第五十三条（第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪

二十六 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第五十四条第一項若しくは第二項又は第五十六条第一項第一号、第五号若しくは第七号に規定する罪

二十七 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第六十四条から第六十五条まで、第六十六条（小分枝、譲渡し、譲受け及び所待に係る部分に限る。）又は第六十七条から第六十八条の二までに規定する罪

二十八 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第三十一条、第三十一条の二又は第三十一条の三第一号若しくは第四号に規定する罪

二十九 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）第五条に規定する罪

三十 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第六条、第七條第二項若しくは第三項（同条第二項に係る部分に限る。）、第八条第一項（第七條第二項に係る部分に限る。）又は第十条から第十三条までに規定する罪

三十一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第三十一条から第三十一条の九まで、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第三十一条の十二、第三十一条の十三、第三十一条の十五、第三十一条の十六第一項第一号から第三号まで若しくは第二項、第三十一条の十七、第三十一条の十八第一項若しくは第二項第二号、第三十二条第一号、第三号、第四号若しくは第七号又は第三十五条第二号（第二十二條の二第一項及び第三十二條の四に係る部分に限る。）に規定する罪

三十二 割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第四十九條第二号、第三号若しくは

第六号又は第五十三條の二第一号（第三十三條の第三項、第三十五條の二の十三第一項、第三十五條の三の二十八第一項及び第三十五條の十七の六第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

三十三 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百十九條第二項第三号に規定する罪

三十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号若しくは第十四号若しくは第二項（同条第一項第十四号に係る部分に限る。）、第二十六条第三項、第四号若しくは第六号（第二十五条第一項第十四号に係る部分に限る。）、第二十九条第一号（第七條の二第四項（第十四條の二第三項及び第十四條の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第九條第六項（第十五條の二の六第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）又は第三十条第二号（第七條の二第三項（第十四條の二第三項及び第十四條の五第三項において準用する場合を含む。）、第九條第三項（第十五條の二の六第三項において準用する場合を含む。）及び第九條の七第二項（第十五條の四において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪

三十五 火災びんの使用等の処罰に関する法律（昭和四十七年法律第十七号）第二条又は第三条に規定する罪

三十六 建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十年法律第三十三号）第四十九条第一号又は第五十一条第四号若しくは第六号に規定する罪

三十七 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第六十一条第一号、第六十二条の二第一号又は第六十三条の三第二号（第五十二条の七十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

三十八 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第四十七条第一号若しくは第二号、第四十七条の三第一項第一号、第二号（第二十一条第二項に係る部分に限る。）、若しくは第三号、第四十八条第一項第一号の三（第二十四条第三項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第二項、第二十四条の四第二項及び第二十四条の五第二項において準用する第十二條の

七に係る部分に限る。）、第三号の三（第二十四條第二項、第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項において準用する第十六條の三第一項に係る部分に限る。）、第四号の二、第五号（第二十四條第二項、第二十四條の二第二項、第二十四條の三第二項、第二十四條の四第二項及び第二十四條の五第二項に係る部分に限る。）、第五号の二、第五号の三若しくは第九号の八、第四十九條第七号、第五十條第一項第一号（第八條第一項に係る部分に限る。）、若しくは第二号又は第五十條の二第六号（第四十一條の五十五第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

三十九 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第五十九條第一号（第四條第一項に係る部分に限る。）、から第三号まで又は第六十一條第一号若しくは第二号（第十一條第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）第四十八條第一号又は第五十一條第二号（第十八條第二項において準用する第十二條第二項に規定する申請書及び第十八條第二項において準用する第十二條第三項に規定する書類に係る部分を除く。）、若しくは第三号（第十九條第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。）、第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 麻薬特例法第五條に規定する罪のうち、次に掲げる行為に係る罪

(1) 大麻取締法第二十四條又は第二十四條の二に規定する罪に当たる行為をすること。

(2) 覚醒剤取締法第四十一條又は第四十一條の二に規定する罪に当たる行為をすること。

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四條、第六十四條の二若しくは第六十五條又は

第六十六條（小分け、譲渡し及び譲受けに係る部分に限る。）に規定する罪に当たる行為をすること。

ロ 麻薬特例法第六條又は第七條に規定する罪

ハ 麻薬特例法第八條第一項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

イ又はホに掲げる罪

(1) 大麻取締法第二十四條に規定する罪

(2) 覚醒剤取締法第四十一條に規定する罪

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四條又は第六十五條に規定する罪

ニ 麻薬特例法第八條第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

イ又はホに掲げる罪

(1) 大麻取締法第二十四條の二に規定する罪

(2) 覚醒剤取締法第四十一條の二に規定する罪

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四條の二又は第六十六條に規定する罪

ホ 麻薬特例法第九條に規定する罪のうち、次に掲げる罪に係る罪

イ又はロに掲げる罪

(1) 大麻取締法第二十四條、第二十四條の二、第二十四條の四、第二十四條の六又は第二十四條の七に規定する罪

(2) 覚醒剤取締法第四十一條、第四十一條の二、第四十一條の六、第四十一條の九又は第四十一條の十一に規定する罪

(3) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四條、第六十四條の二、第六十五條、第六十六條（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）、又は第六十七條から第六十八條の二までに規定する罪

(4) 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第七十七條第一号、第二号若しくは第五号から第七号まで、第八十二條第一号若しくは第五号又は第八十四條第一号（第五十八條第四項に係る部分を除く。）、若しくは第三号に規定する罪

四十三 保険業法（平成七年法律第百五号）第三十三條第六号、第三十五條の二第四号

から第六号（第二百七十二條の三十五第五項に係る部分に限る。）、まで、第三百十六條の三第一号、第三百十七條の二第三号、第三百十九條第九号又は第三百二十條第九号（第三百十八條の十八第一項に係る部分に限る。）に規定する罪

四十四 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二百九十四條第一号（第四條第一項に係る部分に限る。）、第三号若しくは第十二号（第四條第二項から第四項まで（これらの規定を第十一條第五項において準用する場合を除く。）、及び第九條第二項（第二百二十七條第二項において準用する場合を除く。）に係る部分に限る。）、又は第二百九十五條第二号（第二百九條第二項（第二百八十八條第一項において準用する場合を含む。）において準用する第二百九十九條の規定による命令に係る部分を除く。）に規定する罪

四十五 債権管理回収業に関する特別措置法（平成十年法律第百二十六号）第三十三條第一号若しくは第二号、第三十四條第一号若しくは第三号又は第三十五條第一号、第二号、第五号、第六号若しくは第八号に規定する罪

四十六 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五條、第六條、第七條第二項から第八項まで又は第八條に規定する罪

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）、第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

イ 組織的犯罪処罰法第三條第一項に規定する罪のうち、同項第二号から第十号まで又は第二号から第十五号までに規定する罪に当たる行為に係る罪

ロ 組織的犯罪処罰法第三條第二項に規定する罪のうち、同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十一号、第十四号又は第十五号に規定する罪に係る罪

ハ 組織的犯罪処罰法第四條に規定する罪のうち、組織的犯罪処罰法第三條第一項第七号、第九号、第十号（刑法第二百二十五條の二第一項に係る部分に限る。）、第十三号又は第十四号に規定する罪に係る罪

ニ 組織的犯罪処罰法第六條に規定する罪

ホ 組織的犯罪処罰法第六條の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

(1) 爆発物取締罰則第三條に規定する罪

(2) 刑法第七十七條第一項若しくは第三項、第二百四條、第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十六條の二第二項、第四項若しくは第五項、第二百二十六條の三、第二百二十七條第一項（第二百二十五條及び第二百二十六條から第二百二十六條の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五條の二、第二百三十六條又は第二百四十六條の二に規定する罪

(3) 労働基準法第百十七條に規定する罪

(4) 職業安定法第六十三條に規定する罪

(5) 児童福祉法第六十條第一項に規定する罪

(6) 金融商品取引法第百九十七條の二第十号の四、第十号の五若しくは第十号の八から第十号の十までに規定する罪

(7) 大麻取締法第二十四條第一項又は第二十四條の二第一項に規定する罪

(8) 競馬法第三十條第三号に規定する罪

(9) 自転車競技法第五十六條第二号に規定する罪

(10) 小型自動車競走法第六十一條第二号に規定する罪

(11) モーターボート競走法第六十五條第二号に規定する罪

(12) 覚醒剤取締法第四十一條第一項、第四十一條の二第一項若しくは第二項、第四十一條の三第二項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二項（同条第二項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）、又は第四十一條の四第一項第三号から第五号までに規定する罪

(13) 旅券法第二十三條第一項第一号に規定する罪

(14) 出入国管理及び難民認定法第七十四條第一項、第七十四條の二第二項、第七十

- (14) 四條の四第一項、第七十四條の六の第二項又は第七十四條の八第二項に規定する罪
- (15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四條第一項、第六十四條の二第一項若しくは第二項、第六十四條の三第一項若しくは第二項、第六十五條第一項若しくは第二項又は第六十六條第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪
- (16) 武器等製造法第三十一條第一項、第三十一條の二第一項又は第三十一條の三第四号（猟銃の製造に係る部分に限る。）に規定する罪
- (17) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五條に規定する罪
- (18) 売春防止法第八條第一項（第七條第二項に係る部分に限る。）、第十一條第二項、第十二條又は第十三條に規定する罪
- (19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一條第一項（拳銃等の発射に係るものを除く。）、第二項若しくは第三項、第三十一條の二第一項、第三十一條の三第一項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第二項（拳銃等の所持に係るものを除く。）、第三項若しくは第四項、第三十一條の四第一項若しくは第二項、第三十一條の七第一項、第三十一條の八、第三十一條の九第一項、第三十一條の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一條の十三に規定する罪
- (20) 著作権法第一百九十九條第二項第三号に規定する罪
- (21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五條第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号又は第十四号に規定する罪
- (22) 火災びんの使用等の処罰に関する法律第二條第一項に規定する罪
- (23) 貸金業法第四十七條第一号又は第二号に規定する罪
- (24) 麻薬特例法第六條第一項又は第七條に規定する罪

- (25) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第五條第一項、第六條第一項又は第七條第六項から第八項までに規定する罪
- (26) 組織的犯罪処罰法第三條第一項（同項第二号から第十号まで及び第十二号から第十五号までに係る部分に限る。）、若しくは第二項（同條第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）、第七條（同條第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第七條の二第二項、第九條第一項から第三項まで、第十條第一項又は第十一條に規定する罪
- (27) 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十條第四項に規定する罪
- (28) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第三條第二項又は第五條第一項若しくは第二項に規定する罪
- ～ 組織的犯罪処罰法第七條、第七條の二又は第九條から第十一條までに規定する罪
- 四十八 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一号）第四百四十一條第一号、第四百四十一條第一号、第四百四十二條第一号、第四百四十八條第一号、第四百四十九條第一号（第十六條第三項第一号に係る部分に限る。）、第四百五十一條第一号、第三号若しくは第六号（第六十七條第一項に係る部分に限る。）、に規定する罪
- 四十九 著作権等管理事業法（平成十二年法律第四十一號）第二十九條第一号若しくは第二号又は第三十二條第一号に規定する罪
- 五十 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十二年法律第二十六号）第八十條第一号、第二号（第九條第一項及び第十一條第三項に係る部分に限る。）、又は第三号（第十四條に係る部分に限る。）、に規定する罪
- 五十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第三十八條第四号若しくは第五号又は第四百四十條第二

- 号（第六十三條第一項及び第七十一條第一項に係る部分に限る。）、に規定する罪
- 五十二 インターネット異性紹介事業を利用し児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）第三十一條（第十四條第二項に係る部分に限る。）、第三十二條第一号又は第三十四條第一号若しくは第二号に規定する罪
- 五十三 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五十一号）第三十二條第一項（第五條に係る部分に限る。）、又は第三項第一号（第八條に係る部分に限る。）、若しくは第二号に規定する罪
- 五十四 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第九十一條第一号から第三号まで若しくは第七号から第九号まで、第九十三條第一号、第二号、第九号から第十二号まで、第十二号、第二十三号、第二十七号若しくは第三十二号、第九十四條第五号、第九十六條第二号又は第九十七條第一号、第三号、第六号、第九号（第七十一條第一項に係る部分に限る。）、第十一号若しくは第十四号に規定する罪
- 五十五 会社法第九百七十條第二項から第四項までに規定する罪
- 五十六 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）第十七條（第十五條第二項に係る部分に限る。）、第十八條第一号又は第十九條第一号若しくは第二号に規定する罪
- 五十七 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十八條に規定する罪
- 五十八 電子記録債権法（平成十九年法律第二百二號）第九十五條第一号又は第九十七條第二号に規定する罪
- 五十九 資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第七條第二号（第三十七條、第四十一條第一項、第六十二條の三、第六十二條の七第一項及び第六十三條の二に係る部分に限る。）、第六号、第八号、第九号、第十二号、第十四号、第十五号若しくは第十七号から第十九号まで、第九十九條第十一号若しくは第十二号、第一百二十二條第二号（第三十八條第一項（第四十一條第二項において準用する場合を含む。）、及び第二項（第四十一條第二項において準用する場合を含む。）、第六

- 十二條の四第一項（第六十二條の七第二項において準用する場合を含む。）、及び第二項（第六十二條の七第二項において準用する場合を含む。）、並びに第六十三條の三第一項及び第二項に係る部分に限る。）、又は第六十四條第一号（第四十一條第三項及び第四項、第六十二條の七第三項及び第四項並びに第六十三條の六第一項及び第二項に係る部分に限る。）、若しくは第七号（第六十三條の三十三第二項及び第七十七條に係る部分に限る。）、に規定する罪
- 六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二條から第六條までに規定する罪
- （心身の障害により業務を適正に行うことができない者）
- 第三條 法第三條第七号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により警備業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
- 2 法第四十二條第三項において読み替へて準用する法第四十二條第四項第二号の国家公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により機械警備業務管理者の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
- 附 則 この規則は、警備業法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第六十七号）の施行の日（昭和五十八年一月十五日）から施行する。
- 附 則 （昭和六一年六月二七日国家公安委員会規則第四号）
- この規則は、昭和六十一年七月一日から施行する。
- 附 則 （平成四年二月二〇日国家公安委員会規則第三号）
- この規則は、平成四年三月一日から施行する。
- 附 則 （平成四年六月一六日国家公安委員会規則第一五号） 抄
- （施行期日）
- 第一條 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
- 一 第一条中警備業の要件に関する規則第二條第十号、第十八号及び第二十号の改正規定、

委员会規則第一三三號)

（同施行規則第十條に二號を附する改正規定（同條第五十三號に係る部分に限る。）第三條中暴

力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第五十一号の次に二号を加える改正規定（第五十三号に係る部分に限る。）、第四条中国公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条に二号を加える改正規定（同条第五十三号に係る部分に限る。）、及び第五条中確認事務の委託の手続等に関する規則第三条に二号を加える改正規定（同条第五十三号に係る部分に限る。）、は、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成二〇年一月一七日国家公安委員会規則第二五号）

この規則は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第五十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

附 則（平成二一年五月二九日国家公安委員会規則第五号）

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二一年六月一日）から施行する。

附 則（平成二二年三月二六日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十八号）の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

附 則（平成二三年三月三〇日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十二号）の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中警備業の要件に関する規則第一条第二号の改正規定及び第五条中国公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第十三条第三号ホの改正規定 公布の日

二 第一条中警備業の要件に関する規則第二条第三十三号の改正規定、第二条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第七条第三十三号の改正規定、第三条中暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律施行規則第一条第三十三号の改正規定、第四条中暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則第三十三号の改正規定、第五条中国公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第一条第三十三号の改正規定及び第六条中確認事務の委託の手続等に関する規則第三条第三十三号の改正規定、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）の施行の日（平成二十三年四月一日）

附 則（平成二三年六月一〇日国家公安委員会規則第一〇号）抄

この規則は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十九号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年六月十四日）から施行する。

附 則（平成二三年七月六日国家公安委員会規則第一号）

この規則は、情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十四号）の施行の日（平成二十三年七月十四日）から施行する。

附 則（平成二四年六月一八日国家公安委員会規則第七号）

（施行期日）
第一条 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特別法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）の施行の日（平成二十四年七月九日）から施行する。

（経過措置）
第二条 この規則の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二四年九月二八日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十七号）の施行の日（平成二十四年十月一日）から施行する。

附 則（平成二四年一〇月一七日国家公安委員会規則第二二号）

（施行期日）

1 この規則は、平成二十四年十月三十日から施行する。

（経過措置）
2 この規則の施行の日から犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行の日の前日までの間は、改正後の警備業の要件に関する規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則及び確認事務の委託の手続等に関する規則中「犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十六条に規定する罪」とする。

附 則（平成二五年七月九日国家公安委員会規則第九号）

この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月九日）から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条、第十条及び第十二条の規定は、同法の施行の日から施行する。

附 則（平成二五年二月二〇日国家公安委員会規則第一五号）

この規則は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十六号）の施行の日（平成二十五年十二月二十日）から施行する。

附 則（平成二六年四月二五日国家公安委員会規則第七号）抄

（施行期日）
1 この規則は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行の日（平成二十六年五月二十日）から施行する。

（経過措置）
2 この規則の施行前にした行為に対する警備業の要件に関する規則第一条第二号の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二六年七月九日国家公安委員会規則第八号）

この規則は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成二七年九月一八日国家公安委員会規則第一四号）

この規則は、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年十月一日）から施行する。

附 則（平成二七年九月二九日国家公安委員会規則第一五号）抄

（施行期日）
1 この規則は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年九月三十日）から施行する。

（経過措置）
2 当分の間、この規則による改正後の次に掲げる国家公安委員会規則の規定中「又は」とあるのは「若しくは」と、「に規定する」とあるのは「又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十三号）附則第六条第六項（同条第四項に係る部分に限る。）に規定する」とする。

附 則（平成二七年十一月一三日国家公安委員会規則第二〇号）抄

警備業の要件に関する規則第二条第三十九号
附 則（平成二八年二月二六日国家公安委員会規則第三号）抄

この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年六月二十三日）から施行する。

附 則（平成二九年三月二四日国家公安委員会規則第二号）

この規則は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年三月一日）から施行する。

附 則（平成二九年七月五日国家公安委員会規則第七号）

この規則は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

この規則は、情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二九年四月一日）から施行する。

この規則は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成二九年七月五日国家公安委員会規則第八号）抄

（施行期日）

第一条 この規則は、刑法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（警備業の要件に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の警備業の要件に関する規則（以下この条において「新規規則」という。）第一条の規定の適用については、改正法による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第百八十一条第三項、第百四十一条又は第百四十三条（旧刑法第百四十一条に係る部分に限る。）（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に規定する罪は新規規則第一条第二号アに掲げる罪とみなし、改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条（改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）に規定する罪（旧刑法第百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は新規規則第一条第二号エに掲げる罪とみなす。

附 則（平成二九年一月二二日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律の施行の日（平成二九年十二月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三〇年四月一日）から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日国家公安委員会規則第五号）

この規則は、割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日（平成三〇年六月一日）から施行する。

附 則（令和二年三月三一日国家公安委員会規則第五号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和二年四月二七日国家公安委員会規則第六号）

この規則は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年五月一日）から施行する。

附 則（令和三年三月三一日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日国家公安委員会規則第四号）

この規則は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、第一条第二表に係る改正規定、第二条第二表に係る改正規定、第三条第二表に係る改正規定、第四条第二表に係る改正規定、第五条第二表に係る改正規定、第六条第二表に係る改正規定及び第七条第二表に係る改正規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年五月一日）から施行する。

附 則（令和三年一月一八日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月二十二日）から施行する。

附 則（令和四年一月二七日国家公安委員会規則第三号）

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年三月十五日）から施行する。

附 則（令和四年三月三〇日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年九月二八日国家公安委員会規則第一七号）

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

附 則（令和四年二月二三日国家公安委員会規則第二〇号）

この規則は、令和四年十二月二十九日から施行する。

附 則（令和五年四月二八日国家公安委員会規則第八号）

この規則は、競馬法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年五月一日）から施行する。

附 則（令和五年五月三一日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十一号）の施行の日（令和五年六月一日）から施行する。

附 則（令和五年七月一〇日国家公安委員会規則第二二号）抄

第一条 この規則は、令和五年七月十三日から施行する。

（警備業の要件に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の警備業の要件に関する規則（以下この条において「新規規則」という。）第一条の規定の適用については、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第百七十七条、第百七十八条第二項又は第百八十条若しくは第百八十一条第二項（これらの規定中旧刑法第百七十七条又は第百七十八条第二項に係る部分に限る。）に規定する罪は、新規規則第一条第二号アに掲げる罪とみなす。

附 則（令和六年二月一日国家公安委員会規則第三号）

（施行期日）
この規則は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。

附 則（令和六年六月二八日国家公安委員会規則第一〇号）

この規則は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年七月十四日）から施行する。